



平成28年4月8日

各 位

会 社 名 株式会社マルゼン
代表者名 代表取締役社長 渡邊 恵一
(コード番号 5982 東証第2部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 萬實 房男
(TEL. 03-5603-7755)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月8日開催の取締役会において、平成28年5月26日開催予定の当社第55回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供ができるようにするための規定の新設をするものであります。

また、条文の新設に伴い条数の変更を行うものであります。

- (2) コーポレートガバナンス体制の強化を目的として社外取締役を増員することにより、取締役会の経営監督機能の強化を図るため、現行定款第17条の取締役の員数を10名以内から12名以内に変更するものであります。

- (3) 業務執行取締役等でない取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第27条（取締役の責任限定契約）および第35条（監査役の責任限定契約）を新設するものであります。

また、条文の新設に伴い条数の変更を行うものであります。

なお、定款第27条（取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年5月26日（木）
定款変更の効力発生日	平成28年5月26日（木）

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>
第15条～第16条 (条文省略)	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(員 数)	第16条～第17条 (現行どおり)
第17条 当社の取締役は10名以内とする。	第18条 当社の取締役は12名以内とする。
第18条～第25条 (条文省略)	第19条～第26条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(取締役の責任限定契約)</u>
第26条～第32条 (条文省略)	第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新 設)	第28条～第34条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(監査役の責任限定契約)</u>
第33条～第36条 (条文省略)	第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第33条～第36条 (条文省略)	第36条～第39条 (現行どおり)